

税の納め忘れはありませんか？

11月・12月は町税の納税推進月間です!!

西原町では沖縄県と共同で、11月1日から12月28日までの間、町税の「納税推進月間」としております。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期限内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなります。

そのため、町では、収入や財産がありながら町税を納付しようとしなない滞納者に対しての滞納処分（差押等）を強化しています。

よりよい町民生活を支えていくためにも、納付期限内に自主的に納めましょう。また、納期限までに納めないと延滞金が加算されます。ご注意ください。

【取組内容】

- 納税の催告。（催告文書、電話、自宅や勤務先への訪問）
- 財産調査。（官公署、金融機関への調査）
- 滞納処分。（預貯金、給与、不動産及び自動車等の差押）